

介護保険の認定のこと その③

前回は、本来介護保険を早めに申請する必要はない、ということと、申請後には“前倒し”で介護保険を利用できること、しかしその“前倒し”にはリスクが伴うことをお話ししました。

『えーでも、リスクがあるならやっぱり早めに申請しておきたいじゃない！今のところ使う予定はないけど』とお思いの方へ。今回はもう少し深掘りしてお話ししたいと思います。

正確に言いますと、早めの申請ができないわけではありません。なぜなら、介護保険の被保険者で申請できる要件に当てはまる方には、介護保険の認定を受けるための権利があるからです。

一方で、『今のところ使う予定はない』ということは、比較のお元気な方が多いのではないのでしょうか？介護保険で支援を受けないと生活が成り立たない、ということはずないと思います。多少困りごとがあったとしても、ご自身で何とか解決できる方かもしれません。しかし、申請に必要な主治医意見書をかかりつけ医へお願いできるということは、何かしら持病をお持ちの方でもあると思います。

そうした方が認定を受けた場合、介護度はどの程度になると思いますか？

お察しの通り、重度の認定がつくことはまずありません。要支援1か非該当が妥当な場合が多いです。

では、“要支援1の認定が下りたけど、今のところ使う予定はない”。

ということは、“今の生活が続けられるうちは使わない”ということになりますね。

その方が『介護保険を利用したい』と思うのは、どんな時でしょうか…？

やっぱり、『今よりも元気ではなくなった時』とか『生活に困りごとが出てきた時』ではないでしょうか。

その時、同じく要支援1の状態であるとは限りません。少なからず、介護度が上がるかもしれない要素が発生している場合が考えられます。

困りごとの状況と合わせて考えた時、全てに当てはまるわけではありませんが、

“認定の受け直し（区分変更）”を行う必要が出てくる場合もあります。

そしたら、早めに申請していた要支援1は、一体どんな意味があったのでしょうか…？

また、介護保険の認定を受けるまでには、どうしても日数がかかってしまいます。

その申請の中には、本当に今すぐサービスが必要な方もたくさんいらっしゃいます。

例えば、がん末期の方。最後の時間を少しでも長く自宅で過ごしたい、と思われる方は少なくありませんが、長い闘病の末に自宅へ戻る方だけではなく、何事もなく生活していたのに、ある日突然進行がんが見つかってしまう方もいます。

そうした方は、一刻も早く介護保険を申請する必要がありますし、旭川市もそういう方には少しでも早く認定結果をお届けできるよう、様々な調整を頑張っています。

その中に、『今のところ使う予定はないけど…』という方の申請がたくさん集まってしまうと、どうなると思いますか？

市役所の人も調査員さんも限りがありますので、一刻も早く利用したい方の認定がどうしても遅れがちになってしまいます…！

介護保険を早めに申請する必要はない、というのは、そうした事情も含まれているということです。

『でもさ、そもそもなんでそんなに日数がかかるの？本当なら、認定結果は30日以内で出るものなんでしょ？』というお声も聞こえてきそうですね。

こちらについては、また次回のコラムでお答えします。お楽しみに！

[←コラムその②へ](#)

[コラムその④へ→](#)

